

## 取消審判請求書の作成要領

### 1. 様式

- (1) 用紙は、日本工業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らない白色のものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはいけません。
- (2) 余白は、少なくとも用紙の左に2cm、上に6cm、右及び下に各々3cmとってください。
- (3) 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りょうにかつ容易に消すことができないように書いてください。
- (4) 書き方は左横書、1行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページは29行以内とします。
- (5) とじ方は左とじとし、容易に分離しないようにとじてください。
- (6) 軽微な訂正をしたときは、右の余白に「何字削除」、「何字挿入」のように記載し、印を押してください。

### 2. 手数料について

- (1) 手数料は、1件につき15,000円に1区分につき40,000円を加えた額です。  
また、一部取消審判請求の手数料も同様に、取消とする区分の数に応じた手数料となります。
- (2) 特許印紙により納付するときには、請求書の左上部余白の部分に貼付し、その下に括弧して貼付した印紙額を記載してください。  
(注意) 特許印紙は割り印や消印をしてはいけません。  
特許印紙は、全国各地の集配郵便局において販売しています。  
手数料等は、改訂される場合がありますので、注意してください。
- (3) 商標法第76条第6項ただし書きの規定により、現金により手数料を納付したときは、別の用紙に「納付済証（特許庁提出用）」を貼付してください。
- (4) 手数料（特許印紙）が添付されていない審判請求書による審判請求であっても、請求の利益を失うことはありません。ただし、補正されない場合は、決定によりその請求書は却下されます。

### 3. 提出日の欄について

- (1) できるだけ提出する日を記載してください。
- (2) 特許庁の窓口へ直接提出する場合は、その提出する日付を記載してください。
- (3) 郵送する場合は、郵便局に差し出す日を記載してください。  
(注意) 郵送する場合は、書留等差出日が証明できる方法により郵送してください。

#### 4. 審判事件の表示の欄について

「審判事件の表示」の欄には、「商標法第 条の規定による商標登録第 号取消審判事件」、「商標法第 条の規定による国際登録第 号取消審判事件」のように記載します。

商標登録の番号は、権利の分割移転のあった登録については、その登録番号は分割番号までの記載が必要ですから注意してください。

分割移転された商標権の表示は「第 号の1」と「第 号の2」です。さらに分割移転されると「第 号の1の1」と「第 号の1の2」に、「第 号の2の1」と「第 号の2の2」のように記載してください。

#### 5. 請求人の欄について

##### (1) 住所（居所）の欄について

「住所（居所）」の欄には、 県、 郡、 村、大字、 字、 番地、 号のように詳しく記載してください。

##### (2) 氏名（名称）の欄について

「氏名（名称）」の欄には、請求人が法人にあってはその名称を記載し、「氏名（名称）」の次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載してください。

また、「氏名又は名称」の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、カタカナで振り仮名を記載してください。

##### (3) 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名（名称）」の次に「営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けてください。

##### (4) 「国籍」の欄について

請求人が外国人の場合は、「国籍」の欄を設け、「国籍」を記載してください。但し、その国籍が「住所（居所）」の欄に記載した国と同一であるときは、「国籍」の欄を設ける必要はありません。

##### (5) 「請求人」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載してください。

請 求 人

住 所（居所）

（電話又はファクシミリ番号）

氏 名（名称）

（代表者）

印

住 所（居所）

(電話又はファクシミリ番号)

氏名(名称)

(代表者)

印

#### 6. 「印鑑の押印」について

請求人の氏名(法人にあっては代表者)の後に、朱肉を用いて鮮明に印を押してください。また、副本にも同様に押印が必要です。

#### 7. 「被請求人」の欄について

「被請求人」の欄には、商標原簿を確認して、審判請求日における商標権者を相手方として記載します。また、共有に係る商標権については共有者の全員を記載してください。

#### 8. 「代理人」の欄について

手続が代理人によるときは、請求人の欄の次に代理人の欄を設け、代理人の住所、氏名を記載し押印してください。この場合、請求人本人(法人にあっては代表者)の押印は不要です。また、代理人によらないときは「代理人」の欄は設けるに及びません。

#### 9. 「請求の趣旨」の欄について

取消審判には、不使用の取消審判(第50条)、商標権者の不正使用による取消審判(第51条)、商標権の移転により出所の混同が生じた場合の取消審判(第52条の2)、使用権者の不正使用による取消審判(第53条)及び同盟国の代理人等の登録による取消審判(第53条の2)があり、それらの取消審判の請求の趣旨の記載は条文ごとに異なります。

また、商標法第50条第1項の規定により指定商品又は指定役務の一部について審判を請求する際には、下記のように取消を請求する指定商品(役務)を具体的に記載してください。

##### ・単区分の商標登録について

『商標法第50条第1項の規定により、登録第 号商標の指定商品(役務)中、「 、 」について登録を取り消す。審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める。』

##### ・多区分の商標登録について

『商標法第50条第1項の規定により、登録第 号商標の指定商品(役務)中、「第 類 、 第 類 」について登録を取り消す。審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める。』

また、その類の全指定商品（役務）の取消を請求する場合には、類と指定商品（役務）の記載箇所を「第 類 全指定商品（役務）」のように記載してください。

## 10. 「請求の理由」の欄について

請求の理由には、登録商標の取消を請求する実質的な理由を具体的、かつ明確に記載する必要があります。

請求の理由の詳細については、その方法として項分けして記載することを推奨していますので、以下を参考にしてください。

### (1) 手続の経緯

登録商標、指定商品（役務）、出願から登録に至るまでの経緯及び権利が現存していること等を記載します。権利の移転や使用権の設定登録等があればそれも記載します。

### (2) 取消事由

取消審判は、第50条、第51条、第52条の2、第53条及び第53条の2の各条文ごとに取消事由が異なりますので、取消審判に係る条文に合わせた取消事由を記載します。

### (3) 取消原因

取消事由に理由があることを証明するための証拠の説明、請求人の主張等を具体的に記載します。なお、第50条の取消審判の場合は必要としない項目です。

## 11. 「添付書類又は添付物件の目録」の欄について

(1) 「添付書類又は添付物件の目録」の欄には実際に添付するものを記載します。

(2) 副本の添付については、審理用1通及び相手方の数と同数を提出しなければなりません（商施規第22条、特施規第4条、特施規第50条の4）。

(3) 証拠を提出した場合であって、後日その返還を受けたい時は、その提出の時に、提出書類にその旨の記載と、当該物件に「返還請求あり」等の表示をしてください。

## 12. 作成上の留意事項と「請求の趣旨」「請求の理由」の記載例

### (1) 商標登録の取消審判請求について

取消審判には、上記のとおり、条文ごとにそれぞれ取消事由が異なりますので、取消審判の請求は、条文ごとに請求しなければなりません。

#### 不使用の取消審判

商標権者等が、各指定商品について、継続して3年以上日本国内においてその登録商標を使用していないときは、その使用していない指定商品についての商標

登録を取り消すために請求するのが、この審判です（商第50条第1項）。

この審判の請求があったときは、被請求人（商標権者）は、その請求に係るいずれかの指定商品について登録商標を、その審判の請求の登録（予告登録）前3年以内に日本国内において、商標権者、専用使用権者または通常使用権者のいずれかが使用していることを証明しなければ、取消は免れません。

なお、不使用であっても使用をしていないことについて正当な理由があることを被請求人が明らかにしたときは、取り消されません（商第50条第2項）。

〔記載例〕

「請求の趣旨」 商標法第50条第1項の規定により登録第 号商標の指定商品（役務）中、「第 類 」について登録を取り消す。審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める。

「請求の理由」

ア. 手続の経緯

出 願 平成 年 月 日

出願公告 平成 年 月 日

（平成 年商公第 号）

登 録 平成 年 月 日

イ. 取消事由 本件登録第 号商標は、その指定商品（役務）中「第 類 」について、継続して3年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれも使用した事実が存しないから商標法第50条第1項の規定により取り消されるべきものである。

商標権者の不正使用による取消審判

商標権者が、故意（誤認混同を生じることの認識）に、指定商品（役務）について、登録商標に類似する商標の使用又は指定商品（役務）に類似する商品（役務）について、登録商標若しくはこれに類似する商標の使用であって、商品の品質の誤認（役務の質の誤認）又は他人の業務に係る商品（役務）との混同を生じるものをしたときに、当該登録の取消を請求することができるのが、この審判です（商第51条第1項）。

〔記載例〕

「請求の趣旨」 商標法第51条第1項の規定により、登録第 号商標の登録を取り消す。審判費用は被請求人の負担とする、との

審決を求める。

「請求の理由」

ア. 本件商標

商標の構成 「 」

指定商品 第 類「 、 」

第 類「 」

出 願 平成 年 月 日

登 録 平成 年 月 日

イ. 取消事由 本件登録第 号商標は、商標法第 51条第1項の規定により取り消されるべきものである。

ウ. 取消原因 商標権者が故意であること、登録商標に類似する商標を商品（役務）について使用することにより生じさせている品質（質）の誤認や他人の業務に係る商品（役務）との出所の誤認混同等、詳しく記載してください。

商標権の移転により出所の混同が生じた場合の取消審判

商標権が移転された結果、互いに抵触する商標権が異なった商標権者に属することとなった場合において、その一の登録商標に係る商標権者が不正競争の目的で指定商品についての登録商標の使用であって、他の登録商標に係る商標権者等の業務に係る商品と混同を生ずるものをしたときは、何人も、その商標登録を取り消すための請求をすることができます（商第52条の2）。

〔記載例〕

「請求の趣旨」 商標法第52条の2の規定により、登録第 号商標の登録を取り消す。審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める。

「請求の理由」

ア. 本件商標

商標の構成 「 」

指定商品 第 類「 、 」

第 類「 」

出 願 平成 年 月 日

登 録 平成 年 月 日

イ. 取消事由 本件登録第 号商標は、商標法

第52条の2の規定により取り消されるべきものである。

- ウ. 取消原因 登録商標に係る商標権者が不正競争の目的で指定商品についての登録商標の使用であって、他の登録商標に係る商標権者等の業務に係る商品と混同を生ずるものをしたことを詳しく記載してください。

#### 専用使用権者又は通常使用権者の不正使用による取消審判

による取消審判の取消事由と異なる点は、登録商標を使用している者の故意が要件となっていないこと、また指定商品（役務）についての登録商標の使用の場合であっても該当することです。

ただし、当該商標権者がその事実を知らなかった場合において、相当の注意をしていたときは、この審判を請求することができません（商第53条第1項）。

なお、通常使用権には、商標登録原簿に登録されていない許諾による者も含まれます。

#### 〔記載例〕

「請求の趣旨」 商標法第53条第1項の規定により、登録第 号商標の登録を取り消す。審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める。

#### 「請求の理由」

##### ア. 本件商標

商標の構成 「 」  
指定商品 第 類「 、 」  
第 類「 」  
出 願 平成 年 月 日  
登 録 平成 年 月 日

- イ. 取消事由 本件登録第 号商標は、商標法第53条第1項の規定により取り消されるべきものである。

- ウ. 取消原因 専用使用権者又は通常使用権者の使用であって、登録商標又はこれに類似する商標を、指定商品(役務)又はこれに類似する商品(役務)について使用することにより生じさせている品質(質)の誤認や他人の業務に係る商

品（役務）との出所の誤認混同等、詳しく記載してください。

#### 同盟国の代理人等による登録の取消審判

パリ条約の同盟国及び世界貿易機関（WTO）の加盟国において、商標に関する権利を有する者の登録商標等をその代理人もしくは代表者、又は出願前1年以内にそうであった者によって正当な理由がないにもかかわらず登録を受けている場合には、その登録を取り消すために請求をすることができるのが、この審判です（商第53条の2）。

#### 〔記載例〕

の記載と同様です。適用条文のみ商標法第53条の2としてください。

#### (2) 取消の審判請求書記載上の注意（主として不使用取消の審判）

不使用の取消審判の請求は、その指定商品（役務）ごとにすることができます（商第50条、商第69条）が、不正使用による取消審判及び代理人等による登録の取消審判は指定商品（役務）ごとにすることはできません。

### 13. その他

#### (1) 審判請求書の提出先及び提出方法

「審判請求書」は、特許庁長官あて、次のいずれかの方法により提出します。

##### 郵便により提出する方法

（宛先）

〒100 - 8915

東京都千代田区霞が関3 - 4 - 3

特許庁長官

特許庁の「審査業務部出願支援課」の窓口へ提出する方法

審判請求書を接受すると、審判番号の通知書を請求人宛へ送付します。

当該審判事件について以後手続をする時は、必ずこの審判番号をもって手続をしてください。ただし、審判番号が通知されていないときに何らかの手続きをする場合は、事件を特定するために「平成何年何月何日付け提出の審判請求書」のように記載してください。

(2) 審判請求書の番号通知書が送付されるまでに、相当の期間を要しています。郵送により提出する場合、特許庁で請求書を接受したことを早く確認したい方は、ハガキに宛先及び必要額の切手を貼付し、手続内容がわかるような記載をして同封するか、返信用封筒に宛先及び必要額の切手を貼付し、手続書面の控えを同封していた

できれば、受領印を押して返送します。